

# 「受容」を求める運動戦略への批判的考察

— カナダ合同教会における同性愛者の運動を手がかりに —

堀 江 有 里

(…)パウロの倫理的完全主義は、宗教改革を経ていわゆる「プロテスタンティズムの倫理」(＝禁欲主義)を生むが、それは今なおプロテスタント教会に神学的にも教会内倫理においてもさまざまな問題を引き起こしている。それは、同性愛者差別、性同一性障害差別などの露骨な差別だけでなく、信者になっても絶えず「罪意識」に怯えて生きていかなければならないという不幸な状態を強制している [上村 2008 : 257]。

## 1. 問題の所在——「アイデンティティ」の政治の〈困難〉

1970年代より、とりわけ北米におけるジェンダー／セクシュアリティをめぐる社会運動ではマイノリティの属性をもつ人々が「アイデンティティ」を軸として、その存在の「承認」を求める政治／運動を遂行してきたという経緯がある。しかし近年、このような政治／運動に疑義がさし向けられるようになった。さしあたり大別すればそこには二つの主張がみられる。

まず、ひとつの属性を主軸とした運動が、集団内の人々をあたかも「一枚岩」であるかのような状況を提示しているという指摘である。そこでは、集団内で「主流」が形成されることによって、かれらが力をもち、それとは異なる要素をもつ人々が周縁化されるという事態が生み出されてきたという批判がある。

つぎに、ひとり人間がもつ多様な属性のうち一要素が突出したかたちで表明され、かつそれが固定的なものであるかのように表象されているという指摘である。当然のことながら、ひとり人間がもつ属性は複数存在するし、本人がそのいずれに意味を見出すか、また強調するかは、その人自身の環境によっ

ても異なりうる。にもかかわらず、「アイデンティティ」を軸とした政治／運動はそのような流動性や変化を許容しないもの、もしくは否定するものであると批判されてきた。

このような疑義や批判に対して、「アイデンティティ」を軸とした政治／運動がなお有効であるとの主張もある。というのは、マイノリティの属性をもち、社会集団から排除された人々が人権を剥奪された状態を改善し、その尊厳を回復するためには、一定の共通項を掲げた集合行動が不可欠となるからだ。そもそも汚名を着せられた人々にとって、自らの〈生〉を肯定していくためには、まずはその特定の属性を肯定的にとらえていくプロセスが必要になる。この社会運動の根本的な意義を主張する言説においては、「アイデンティティ」は、もはや固定的・永続的なものとして把握されてはいない (cf. [堀江 2008])。

では、なぜ、それでもなお、先の二点を理由として提示するような「アイデンティティ」への疑義が再生産されつづけているのだろうか。たとえばそれは、たんなる〈誤解〉として片付けてしまえるものなのだろうか。もし〈誤解〉とするのなら、そこには「アイデンティティ」を軸とした政治／運動が、なにがしかの〈要因〉を生み出しているとも考えることもできるのではないだろうか。

本稿では、これらの問いに留まりつつ、以下のような検討を行ないたい。すなわち、「アイデンティティ」の政治／運動に対する疑義が生まれてくる背景を、同性愛者の当事者運動を検討することで明らかにし、その限界性と可能性を考察することとしたい。具体的には、同性愛者の処遇をめぐる拮抗した議論が起こっているキリスト教の事例を取り上げる。キリスト教の事例を取り上げる意義として、以下の二点を挙げておきたい。

まず、「キリスト教は同性愛者を排除する宗教である」、「欧米はキリスト教の影響が強いから、同性愛者に対する差別がある」という、いわゆる〈一般社会 (wider society)〉<sup>1</sup>での言説がしばしば聞かれるほど、とくにキリスト教が同性愛者排除を推進する宗教として認識される機会が多いことである<sup>2</sup>。

そしてつぎに、宗教という“人智を超えた言説”が用いられる枠組みのなか

で、しかし同時にその構成員は〈外部〉にある社会規範による多大な影響を受けているという特徴を見出すことができる点で矛盾をはらんだ様子が観察できることである。

以下、まず、キリスト教における同性愛者の処遇をめぐる北米の議論を概観した上で、同性愛者の積極的受容を決議表明したカナダ合同教会の事例を取り上げる（第2節）。つぎに、その教団内運動におけるマジョリティへの「受容」を求めるマイノリティ当事者運動を考察し、その可能性と問題点を考察する（第3節）。さらに、問題点を克服するためのあらたな運動の可能性として、「語ること」に関する事例の検討を行う（第4節）。これらを踏まえて、「受容」を求める運動戦略の限界性を踏まえて、なおかつ今後の可能性を探ることが本稿の目的である。

## 2. 「受容」を求める運動とその態度

### (1) 北米プロテスタント教会における同性愛者の処遇をめぐる論争

北米における、いわゆる〈一般社会〉での市民運動を振り返ると、「性的指向 (sexual orientation)」という概念を用いる現代型の同性愛者解放運動が生み出されたのは1960年代終盤であり<sup>3</sup>、1970年代に入り、広がっていくこととなる。そこではレズビアン／ゲイを、権利を剥奪された存在、マイノリティ集団としてとらえ、人権の獲得をめざす運動が立ち上げられることとなった<sup>4</sup>。

同性愛者は、同性に対して、性的な「趣味・嗜好／選好」(sexual preference)をもつ者として認識され、異性に向く人々が「自然」、「正常」とされることに対して、「逸脱」や「異常」という烙印が付与されてきた。そのため、「治療」や「刑罰」の対象とされた時期があった。「性的指向」概念はそのような認識への対抗戦略のひとつとして構築された。すなわち、同性愛のみを「問題」とするのではなく、「自然」、「正常」なものとして前提視される異性愛をもとらえかえし、それらの二項対立自体を社会構築的な産物であることを強調するた

めに「発明」された概念であったといえる。

このような対抗戦略の意義は、性意識が向く方向性をひとつの指標で提示することが可能になったという点である。そこでは、同性愛のみならず、それまで人間の性の前提とされていた異性愛をも組上に載せることが可能となった。

その上で、「性的指向」は自分の意志では変更が不可能もしくは困難であるとの主張の基盤となった。この点については後にみるような論議が生み出されることとなるが、とりあえずは同性愛者を異性愛者に「治癒する」という方向に対し、対抗するための手段として有効であったといえる。

このような「性的指向」概念を用いた同性愛者の人権運動が可視化するにしたがい、それに対して同性愛者を排除しようとする主張もより一層顕在化した。とりわけ、北米の文脈においては、そこに宗教（キリスト教）集団の影響が力を持つこととなった。同性愛者を排除する側は、①異性間の「結婚」が神に祝福された信仰生活のスタイルであり、同性間パートナーシップは否定されるべきものであること、②同性間性行為は忌み嫌われるものであり、その行為に従事した者は神の裁きを受けて地獄に落ちること、などを主張するに至った。そして、また、その根拠が「聖書」テキストに求められた。

それに対し、キリスト教に関わる同性愛者たちは、市民運動と連携しつつ、自ら同性愛者であることを公言しながら抵抗運動を展開するに至った。排除側が「聖書」テキストに根拠を求めるのに対し、歴史背景から文脈に即して解釈すると「同性愛は罪である」との結論を導き出すことは不可能である、もしくは適切ではないとの解釈が提示されることとなった。これらの論争は「キリスト教は同性愛（者）を受け入れることができるか」をテーマとした拮抗した状況を生み出すこととなった<sup>5</sup>。

プロテスタント教会においては、このような拮抗する議論のなかで、1970年代以降、一方では北米を中心に同性愛者排除の言説が強くなるとともに、他方では同性愛者たちによる対抗手段として「受容」を求める当事者運動が広がってきた。後者は同性愛者の子どもをもつ親や友人たちなど、いわゆる「支援者」

たちを巻き込んでの運動を展開するに至った。

さて、ここで、このような議論と集合行動が起こった背景を付け加えておく必要があるだろう。

原則として、「信教の自由」を法的に保障する国家の構成員にとっては、宗教集団への帰属は強制されるものではない。とすれば、人は宗教集団に所属せずとも生きていくことができるはずだ。しかし、なぜ、かれら同性愛者は排除の論理にさらされながらも、なおもキリスト教に留まろうとしているのだろうか。

北米の社会的文脈を考慮すれば、そこには特有の状況があることに気づかされる。たとえば、教会が地域共同体として機能するという点だ。すでに都市部ではこのような機能を失っている教会は多い。しかし、文字通り、この世に生まれ育ち（幼児祝福）、死に行くとき（葬儀）まで、通過儀礼を教会という共同体のなかで過ごす人々が多くある地域も少なくはない。教会が地域共同体のなかでの重要な機能を果たす場合、教会は情報交換の場、相互扶助の場としても存在しうる。そのような機能をもつ教会から排除されることは、そこに帰属する人々にとっては、ときに「社会的死」を意味しうるものでもある。

また、教会自体が地域共同体としての機能を果たしていない状況にあったとしても、ある人々にとっては、宗教的（キリスト教的）価値観が重要な意味をもちうる場合もある。制度としての教会に帰属することが強制ではないとしても、家族からの直接的影響や生活世界の文化のなかに埋め込まれた間接的影響から、自分が成長してきたプロセスをその価値観のなかで生きてきた人々には、ほかの選択肢は存在しないということも考えられうるからである。

かつてイエズス会の司祭であり、後にゲイであることを表明した後に、プロテスタント教会に移動した神学者ロバート・ゴスは、1980年代のニューヨークを中心としたエイズ・アクティヴィズムに携わるなかで、つぎのような若者たちの特徴を描き出している。同性愛者を排除する教会のなかに留まる必要はないとして、教会を離れた多くのレズビアンやゲイたちが存在する。しかし、か

れらが「離れた」のは、教会という組織からであって、それでもなお、かれらは「スピリチュアルなもの」を求めている<sup>6</sup>。そこでは、教会という組織を介在せずとも——もしくは介在しないからこそ、なおさら純粹に——、かれら自身がキリスト教信仰を求めていることが示されている [Goss 1993]。

北米の同性愛者たちのキリスト教のなかでの運動を考察するとき、このように、社会に埋め込まれた宗教の意味があるという背景を考慮する必要があるだろう。

## (2) カナダ合同教会の事例から

北米のいわゆる「主流教会 (mainline churches)」において、同性愛者に対してその人権を積極的に認めていることを表明する教派は多くはない。そのうちのひとつ、同性愛者を積極的に「受容」する決断を表明した教会にカナダ合同教会 (The United Church of Canada) がある。カナダ合同教会は、1925年にプロテスタント諸派の合同によって設立された教団である。その設立当初より、旧教派の教義や制度が多様であったがために、合同議定書には「いかなる集団をもメンバーシップから排除しない (not to exclude any group from membership)」という主旨が明記されていた。しかし、先にみたように、く一般社会)における同性愛者の人権獲得の運動が大きくなるに従い、その対抗言説として、排除の論理も多く産出されることとなり、カナダ合同教会も他教派と同様、「同性愛(者)を受け入れるか否か」をアジェンダに議論が起ることとなった。

その後、カナダ合同教会は議論を重ね、同性愛者を積極的に「受容」することを表明する決議を行なうに至った。この点からも、北米の教会の拮抗した議論のなかで、同性愛者の人権という点では「成功例」として認識されることが多い<sup>7</sup>。本稿では、当初、「アイデンティティ」を掲げた政治／運動への疑義があることに、当事者運動側のなかに何らかのく要因)があるのではないかとの仮説を立てた。この点を検証していくために、当事者運動が起り、議論が重

ねられるなかで、ひとつの「成功例」とされる道筋を生み出したカナダ合同教会の事例を取り上げることとする。

### ①1988年総会決議に至るまで

とくに1980年代に入り、同性愛者の処遇をめぐる課題は、「例の問題」と呼ばれ、激烈さを増していくこととなった<sup>8</sup>。1988年8月に開催された第32回総会では、後に「歴史的な決断」と称されるようになる決議を迎えるに至った。

この総会に向けては、すでに同性愛者の処遇に関する議論のための討議資料が作成され、各教会に配布されていた。これらをあらかじめ読んだ上で、総会での議論を行なうことになっていたのだ。しかし、実際には、反対派にとっては「読む価値もないもの」として扱われ、提出されてきた議案は、当初、28%の支持率であった [DeLisle 2008 : 1]。しかし、賛成派・反対派の双方から多くの意見が提示されるなかで、議論は深夜に至るまで、連日行なわれ、最終的に否決されるであろうと思われていた文書、「教会・牧会・性——第32回カナダ合同教会総会による新しい声明」が決議された。「多くの人々が、奇跡 (miracle) が起こったと思った瞬間」であった [Ibid. : 4]。この文書は「総会は次のことを宣言する」とし、以下のような条項を含むものである。

1. 性的指向を問わず、キリストを信じ、キリストに従って生きようとするすべての人を、カナダ合同教会は、その会員であることや、会員になることを歓迎します。
2. a. カナダ合同教会のすべての会員は、牧師候補になる権利があります [Huntly 1998=2003 : 255] (強調、引用者)。

議論が紛糾したのは、「性的指向を問わず」という文言を削除するべきであるとの意見が提示され、それに対する支持と不支持の意見が大きく分かれたからである。最終的には、当初提案されたとおりの文書が決議されるに至った。

すなわち、「性的指向を問わず」という文言は削除しない、という結論を議場は選択するに至った。

カナダ合同教会は、設立当初より、同性愛者を会員資格や牧師職から排除する規定をもってはいなかった。この点を顧みると、規則変更の問題も伴わなかったこの決議では、「いかなる集団をもメンバーシップから排除しない」という設立当初の理念を追認したにすぎないともいえる。にもかかわらず、なぜ、長時間の議論を経るという手続きをとってまで、「性的指向を問わず」という、言ってみれば“たった一言”を、わざわざ明記しなければならなかったのであろうか。

1988年決議により、多くの教会が教団から離脱することを選択した。そのため、献金額が大幅に減少し、財政的に困難を迎えることとなった。それほどに教団にとって、この決議が重大事であったことがわかる。「性的指向を問わず」という文言を入れることにより、それに反対する意思表示として、教団を離脱する教会があるという現実——そこから逆照射すると、明言・表明しないという消極的態度は、同性愛者を排除することを暗に表明するものとして解釈されるということとして読み取ることができる。であるがゆえに、積極的に表明する必要性を感じた人々が、賛否両論が拮抗した議論のなかで、文言を入れることの必要性を訴え、その訴えに影響を受けて態度を変化させた人々が生まれることとなった。その結果が、議論がはじまった当初、28%の支持率しかなかった議案が過半数という数字を得るに至ったと考えることができる。

ここで同性愛者の当事者運動についても触れておきたい。というのは、後述するように、1988年決議の場においても大きな影響を及ぼしたからである。

カナダ合同教会における同性愛者たちの当事者運動は20年以上の歴史をもつ。当初、個々人のつながりのなかで相互サポートが行われてきたが、より広くサポート体制が求められたこと、また教団内での集合行動が必要であるとの理由から、同性愛者（レズビアン／ゲイ）および支持者たちが「アフーム



(Affirm)」という団体を結成した(1982年)。1995年には、「アフーム」は、バイセクシュアルやトランスジェンダーも含めて、あたらしい規則を作成、名称を「アフーム・ユナイテッド (Affirm United / S'affirmer Ensemble)<sup>9</sup>」と変更し再出発している [Coughlin]。

「アフーム・ユナイテッド」は、性的少数者の相互サポートやネットワークの拡充など、ピア関連部門のほか、各個教会に向けて、性的少数者に対する差別を克服するためのプログラムの提供、そのプログラムに利用するリソースの開発などを中心に活動を継続している<sup>10</sup>。

このような活動が生み出され、拡大していく背景には、同性愛者たちの相互サポートの必要性という、いわば〈内的〉要因のみならず、カナダ合同教会のなかに広がっていた〈外的〉要因も横たわっていたことがわかる。

## ②三つの〈態度〉カテゴリ

「アフーム」のメンバーであるアリソン・ハントリーは、1988年の総会決議までの10年間で、とくに「熾烈な戦いと混乱の時であった」と振り返る [Huntly 1998=2003]。「熾烈な戦いと混乱」は、賛成派・反対派の議論が拮抗し、折り合いがつかない状況が生み出されたことを意味する。しかし、先にみたように、最終的に反対派優勢の状況から総会議場での議論は、「歴史的な決断」、「奇跡」と称されるような、同性愛者を牧師職に積極的に受け容れる決議を行うこととなった<sup>11</sup>。

このような議論のなかで生じた人々の態度は、①同性愛者の積極的受容を推進する人々(賛成派)、②同性愛者を積極的に拒絶し、決議後に教会ごと離脱した人々もしくは個人として他教派教会へ移動した人々(反対派)のほか、③反対派から賛成派への「変容」を経た人々というカテゴリを見出すことができる。

総会開催時には反対派が優勢であり、多くの人々は宣言文が否決されると予測を立てていた。しかし、当初の予測を覆す結果となったということは、三つ

目の「変容」という〈態度〉カテゴリーを示す人々がもっとも大きな影響を生み出したといえる。

### 3. 「受容」を求める戦略が生み出す限界と問題点

#### (1) 「受容」の位置

ここで、「受容」という〈態度〉カテゴリーの具体例をみていきたい。1988年の総会の会場で起こった事柄として、受付の役割を担った女性についての興味深いエピソードが紹介されている。

その女性は総会が始まった時、ゲイとレズビアン of 的按手（牧師認定の儀式——引用者注）に絶対反対だったので、「アフアーム」の人々が自分たちのアピール・コーナーを用意しているのを見て愕然としました。（中略）議場の議論はひとことも聞けず、彼女が見ることのできるものと言えば、議場前のスペースだけでした。（中略）彼女は、「アフアーム」のメンバーが総会議員と話をしているのを見ていました。「彼らを見ていて、このロビーで最も親切なグループだと感じ、私の気持ちは変わりました」[Huntly 1988=2003: 17-18]。

このエピソードは、その場にいたあるひとりの女性の、同性愛者に対するイメージの変遷を物語っている。受付の役割を担っていた女性が、それまでに持っていたイメージは、「按手に絶対反対」であった。すなわち、同性愛者が牧師という役職に就くことはふさわしくはないというものであった。しかし、その場に居合わせた「アフアーム」のメンバーである同性愛者たちの振る舞いは、彼女に、わずか数日間で「最も親切なグループだ」という認識をもたらすこととなった。一見、総会の議論とは関係もない、ロビーという場において、である。

同性愛者を積極的に受容することを表明するか否かという政治的な決定は、

議場という切り取られた場において交わされる議論のみで判断されるわけではない。議場以外の場で執行される政治が、議場に影響を及ぼすことは容易に予測することができる。このエピソードは、ロビーという会場の一部ではあれ、協議の交わされる議場からみれば〈外側〉での相互作用が、議場内での決断にも大きく影響したであろうことを示している。

このように、ある人々にとって、同性愛者は「排除されるべきもの」という漠然としたイメージから、受容可能な具体的な存在というイメージへと変化した。このようなエピソードは、一見、「良い」話のようにとらえられる。しかし、一步、踏みとどまって考えてみたい。ここには「受容する側」と「受容される側」という二つの立場が存在する。そして、その双方の立場の関係性は非対称的な様相をもつ。たとえば、ここでつぎのように仮定してみよう。もし、「アフアーム」のメンバーである同性愛者たちが、周囲に不愉快と解釈されるような態度を示していたらどうだったのであろうか。もし、かれらが、総会の議論の行方を案じ、終始、笑顔を振りまくこともなく、不機嫌にただ座っているだけであつたら、どうなっていたのであろうか。

「アフアーム」のメンバーたちは、当然、議場で議論されている事柄を意識していたであろう。であれば、多くの人々に対して、とりわけ同性愛者を排除しようとする人々に対して、受容可能なイメージを提示し、印象操作を行っていたと予測できる。とすれば、先のように、受付の女性が同性愛者の像を受容可能なイメージへと認識を変化させたのは、そのような印象操作の結果としてとらえることができる。そして、ロビーという場で起こった相互作用は、印象操作を行なうことによって、「正しい」もしくは「普通の」——少なくとも異性愛者と何ら変わりのない——同性愛者のイメージを創出し、再生産するものであった。それは同時に、つぎのような問題を残すだろう。すなわち、「正しい」、「普通の」という規範から外れた同性愛者への排除は依然として継続するということだ。このように、同性愛者がイメージのなかで二分される結果をもたらしうる相互作用は、同性愛者というカテゴリーに属す人々を、受容可能

な存在と受容不可能な存在とに峻別する装置を発動させるものでもあるのだ。

「アフアーム・ユナイテッド」の内部では、その後、べつの場面で、このような「良い」態度を提示することへの疑義が提示された。「アフアーム・ユナイテッド」のニュースには、とくに、同性婚の法制化にも尽力した人々が多くいたこと、その影響もあり、2005年にカナダで婚姻法が同性間にも適用されることとなったことが報告されている。

しかし、それは手放しに“喜ぶ”こと、もしくは“祝福”すべき出来事であったのだろうか。同性間にも婚姻が適用されるよう求める人々の流れが大きくなるプロセスのなかで、たとえば、アリソン・ハントリーはつぎのように警鐘を鳴らした。

もしわたしたちが身だしなみの良い中産階級としての尊厳をもっている  
と人々が認識すれば、きっと気に入ってもらえるだろう。そうすれば、わたしたちが受けるに値する権利が与えられる。これはふたつの点でまちがっている。まず、基本的な人権というものは、良い振る舞いによって獲得されてきたわけではない。「ストーンウォールの暴動」<sup>12</sup>が証明するように、立派であることが、わたしたちに居場所をもたらせてくれるわけではない。権利を勝ち取ることは困難である。そして、たいてい、権利とは、叫び、立ち上がろうとした人々によって勝ち取られてきたものなのである。また、わたしたちのうちにも、尊厳についての社会的規範にあてはまらない人々が存在するということがある [Huntly 2003]。

カナダ合同教会になかに存在する同性愛者たちは、「受容」を促すために受容可能な振る舞いを提示した。しかし、そこで生じる問題は、そのような態度が①権利獲得に対する消極的な姿勢、すなわち直接的に闘わずとも権利はあたかも“降って湧いてくる”という思いを抱いているかのような態度と、そして

同時に、②受容可能ではない態度を示す人々を排除する結果を生み出しているという点である。もちろん、その根幹に横たわっているのは、受容可能な態度をマイノリティ側に提示させる側の問題である。すなわち、一定の「正しい」態度のみを受容可能とし、それ以外を排除するマジョリティ側の問題である。

## (2) 「受容」促進の限界

ここで、排除の論理への対抗手段として用いられる「受容」を求める振る舞いとその言説に注目してみたい。

先述したように、同性愛者を排除する言説に対し、同性愛者たちは「性的指向」概念を援用した運動を生み出してきた。とくにキリスト教という文脈において興味深いのは、「性的指向」とは、同性に向くものであれ異性に向くものであれ、“神に与えられたもの”として提示されていったことである。すなわち、“神に与えられたもの”として解釈され、変更不可能なもの、もしくは変更困難なものとして強調されていく傾向を生み出すこととなった。

その背景には、同性愛者排除の論理を展開する人々への対抗手段としての戦略があったといえる。たとえば、HIV/AIDSがゲイ・コミュニティに大きな打撃を生み出したとき、かれらを教会から排除しようとした人々は、「エイズはゲイに対する神による天罰である」と主張してきた。それ以外の場面でも、かれらは折に触れて、同性愛者は「罪」であり、「神への背き」であると“断罪”してきた。このように、排除する側が「神」という存在を引用することによって“人智を超えた言説”をレトリックとして使用する手法に対し、同性愛者やその権利を擁護する側も同様に“人智を超えた言説”を引用することによって、対抗レトリックを生み出してきたといえる。すなわち、「戦略的本質主義」(G. C. スピヴァック)としての手法を用いることによって、対抗レトリックを生み出してきたのである。

しかし、そのような「戦略的本質主義」も、手法として自覚的に援用されるところから出発したとしても、人々に伝達されるにしたがって、別の意味合い

をもつこととなる。たんなる「手段」として用いられていたレトリックが、次第に「本質」をもつものとして広がり、揺らぎや多様性を排除する結果を生み出すことともなる。言い換えれば、「戦略的本質主義」のために使用されていた言説が、その言葉のみが伝達される先で、本質主義的な意味合いをもつものとして再生産されていく。そこでは、その人自身の性的指向が固定したく「真実」として認識される、という具合に、である。ここで生じる問題をまとめると、以下の二点になる。

まず、「神」概念が引用されることによって、人間の介入不可能性が強調されることである。人間の意志が介入することができない領域として認識されることによって、一種の思考停止の状態が生み出される。というのは、そもそも、「神」概念で説明される事柄は、人間が主体ではないために、立証することも反証することも不可能であり、議論が折り合いを生まずに拮抗せざるをえないからである。

つぎに、同性愛／異性愛の二項対立が強化されることである。神によって与えられたものは「正しい」ものであり、後に変更されることはないと解釈されることによって、同性愛と異性愛という「実体」が生み出される。そこでは両者がまったく異なる質をもつものとして二項対立的な図式のなかで把握される。その限り、「受容」をめぐるマイノリティをマジョリティのあいだに生じる非対称性や権力関係の図式も維持されることとなる。

「受容」を求める戦略には、①態度レベルと②言説レベルという二つの側面があることをみてきた。前者では印象操作の手法が、後者では神に与えられた性的指向というレトリックがそれぞれ採用されてきた。先に見たカナダ合同教会の「歴史的決断」へと至った「奇跡」と称される出来事は、意識的であれ、無意識的であれ、これらの手法が用いられることによって、「変容」する人々が創出された結果である。これらを踏まえると、「性的指向」概念を援用して「受容」を求める態度には、一定の有効性がありつつも、そこには限界が横た

わっていることがわかる。ここで深刻なことは、何よりも、言説レベルでみたように、対話不可能性という事態を生んでしまうという弊害である。

### (3) 「受容」促進の限界

カナダの運動史を記したトム・ワーナーは、レズビアン／ゲイ解放運動が目指したものとしてつぎの二点を指摘する。

- ①レズビアン／ゲイの自己イメージを変化させること。権利の平等を求めるだけでなく、レズビアン／ゲイが不可視化され、抑圧されていることに人々の意識を喚起し、制度化された異性愛主義や同性愛（者）嫌悪と闘うこと [Warner 2002 : 7-9]。
- ②同意のある性行為を禁止するような法の強要や、宗教右派、家族の価値尊重派<sup>13</sup>やその支持者による性的・社会的表現による自由への脅威と闘うこと。同時に、同性愛を病理や不道德と見なす信念のなかでつくられてきた、寛容や同情というリベラルな概念に挑戦すること [Ibid. : 13] (強調、引用者)。

ワーナーがここで指摘する「寛容」や「同情」という態度は、先のカナダ合同教会の事例に見てきた「受容」の問題にもつながる。マイノリティを受容することで、他者を受け入れているかのようにみえるが、そこでは同時にあらたな他者化が起こっている。その問題にこそ、切り込んでいく必要があるという点が、ワーナーの主張であるとすれば、「受容」を求める側とそれに呼応して「寛容」を与える側のあいだには、「対等な関係」は模索しえないという現実が示唆されているといえる。

カナダ合同教会の事例では、1988年決議で同性愛者を会員資格からも牧師職への就任からも排除しないということが再確認された。しかし、排除された同性愛者を「積極的に受容」することを確認したとしても依然として問題は残る。ワーナーが示唆することは、「受容」を求める態度がたえずはらみつづけてい

る限界性であり、それをこそ問題化することの必要性であろう。

では、このような限界性や問題点を踏まえて、わたしたちはどのような政治／運動を構想することができるのだろうか。

#### 4. 「受容」を超えた運動戦略の可能性

ここで、ひとつの隘路を打開する方法として、神学者であるメアリー・トルバートが提唱する「言葉を取り戻す」という戦略について考えてみたい<sup>14</sup>。

トルバートが提唱するのは、「受け入れる側／受け入れられる側」という非対称性をもつ関係性を前提として出発するのではなく、「レズビアン／ゲイであるくわたしたち」がプライドをもってクローゼットから出ていくことである。トルバートは、それを「懇願することをやめ、説く／説教しはじめること (Stop Begging, Start Preaching)」<sup>15</sup>と表現した。そこでは、同性愛者がマイノリティとして、マジョリティに対する「受容」を求めて「良い」態度を提示することではなくて、自らの言葉で“語る”ことの必要性が強調される。ここで興味深いのは、“言葉”を“語る”という行為が、二重の意味で用いられていることである。すなわち、①“語る”主体を回復することや証言を繰り返すことであると同時に、②プロテスタンティズムにおいて儀式の中心部分に置かれた「場」——“神の言葉を取り次ぐ”ものとしての説教という行為——を取り戻すことや、聖書の言葉 (= 解釈) を取り戻すことである [Tobert 2000]。

トルバートの指摘を踏まえて、あらたな構想を導き出すことはできるのだろうか。それを具体的にかたちにし、検討していくためには、もう少し詳しい検討が必要であろう。そこで、ここではつぎの点を指摘するに留めておきたい。すなわち、受容される側／受容する側という非対称性がぬぐい去れない「受容」を求める戦略は、たしかに一定の有効性をもってはきた。というのは、マイノリティの存在を具体的に「顔」の見えるものとして提示することや、その置かれた状況を伝達するという点では有益であったと考えられる。しかし多くの問題をもはらんでいることも現実である。そこで、「言葉を取り戻す」という戦



略を立てることによって、なにがしかのこれまでとは異なる可能性を拓きうるということである。

もちろん、「言葉を取り戻す」という戦略は、その方法論において、先の「受容」を求める態度の限界を超えるものにはならないとの反論も予測される。とりわけ、想定されうる大きな問題点を二つ挙げておきたい。

まず、トルバートが主張する「言葉を取り戻す」ことが、「経験を語る」ことと同時に、聖書解釈や、儀式のなかでの語りを含むという点である。その場合、「聖書」テキストを根拠としようとするがゆえに拮抗する議論が生み出されている状況と同じ結果に陥る危険性がある。

つぎに、“語る”という行為は、単独で成立するのではなく、あくまでも“聴く”ことと一対になってはじめて可能となる。そこでは、また“語る”言葉を聴かれるための「承認」の問題が立ち上がってくると考えられる。

後者の“語る”ことと“聴く”ことのあいだに生じる問題について、もう少し掘り下げておこう。たとえば、マイノリティの受容の問題をめぐる、政治思想の観点から岡野八代は「承認」の問題がたえずはらんでいる問題をつぎのように指摘する。

承認に基づいた政治は抑圧と支配の関係から自由になることができない。承認は、承認する者（中略）によって行われる。あくまでも、承認する側が主体であり、承認される側は対象・客体である。時には批判的な反省を自らの価値に加えることがあったとしても、主体である〈わたしたち〉の価値を基準として、客体である彼女たちの価値を測り、〈わたしたち〉にとって意味ある差異を提供しているのであれば包摂し、そうでなければ見向きもしない、あるいは排除する、といった選択は、つねに主体である〈わたしたち〉の手にあることには代わりがない [岡野 2004 : 187]。

先の文脈に即せば、「言葉を取り戻す」ことによって、なにがしかの“語る”

ことが提示されたとしても、“聴かれる”ことがなければ、その問題は解決されることなく、マイノリティの声はそのまま留め置かれる。それがマジョリティの価値観にとって「意味のある」ものでなければ“聴かれる”ことはないし、また、「意味のある」ものであったとしても、その先にあるのは、マジョリティの価値観を基準とした「包摂」という結果である。すなわち、排除を生み出してきた側の規範は、問われることも揺るがされることもない。

このような「承認」の限界をみすえつつ岡野は、あえて、このようなアポリアを克服するのではなく、そのアポリアのただなかに留まりつづけること——「ネガティブな人権」の構想——に可能性を見出そうとする。

人権は、(中略)〈わたしたち〉に他者を包摂することによって実現されるものでもない。むしろ、〈わたしたち〉の理解を超えたもの、〈わたしたち〉が排除したものや否認したものの中にこそ人権の価値が宿り、だからこそ、わたしたちは人権という理念を捨ててはならないのだ、と考え始めなければならない [Ibid.: 188]。

そこでは「承認」による人権回復の不可能性にあえて留まることにより、あらたな構想を見出すことが提示される。岡野はこれを「証言の政治」と呼ぶ。

“語る”ことで求められることは、「受容」を求めることのみではない。たとえば、「アイデンティティ」を軸としつつも、そこから提示されうる、さまざまな〈生〉が存在する。属性を共有しつつも、多様な経験を共有しうる可能性を提示していくこと——そのような方法によって、「受容」を求めるのではなく、自分たちの“場”を紡ぎだしていくことを構想することもできるのではないだろうか。

## 5. むすびにかえて

本稿では、カナダ合同教会の事例を参照しながら、同性愛者の当事者運動が

「受容」を求める行為のなかに潜む問題を考察してきた。具体的に隘路を克服する方法論を提示することはできなかったが、しかし、多くの差別／人権をめぐる問題において採用されてきた、マジョリティに対してマイノリティが求める「受容」をめぐる政治の限界については明らかにできなかったのではないかと思う。そこに横たわっているもっとも大きな問題は、マジョリティにとって受容可能な態度を提示するという手法であり、マジョリティ側の立ち位置はほとんど動くことなくマイノリティが包摂されていくという点であった。

最後に、マイノリティ側に〈主体〉を取り戻す可能性のひとつとして、「言葉を取り戻す」という戦略を提示した。この戦略のひとつとして、“語る”ことが挙げられているが、その“語る”という行為の主体をかたちづくる基盤として、排除の対象として名指されることへの対抗手段として、暫定的であれ、「アイデンティティ」を用いざるをえないという側面も存在する。“語る”主体をかたちづくる基盤を措定し、“語る”ことによって生み出されるエンパメントは、“語る”当事者のみならず、その営為を“聞く”人々とも共有しうるものでもあるだろう。そのため、“語る”ことを、“語りたくない”人々に強要することを回避しつつ、エンパワメントの場を創出することも可能であると考えられる。そのような相互作用の空間を創出していくために、「アイデンティティ」という概念が生み出す資源を利用していく可能性があるのではないだろうか。冒頭で示した、「アイデンティティ」を用いる政治を批判する立場の論理がとりこぼしているのは、まさにこの点であると思われる。

これらの可能性をめぐる具体的な考察と構想は、今後の課題としたい。

## 註

- 1 キリスト教会を含む包括的な社会を表す“wider society”の訳語として、本稿では〈一般社会〉を使用する。
- 2 このような主張は、キリスト教の影響力が社会にほとんど及ぶことのない日本においては、「歴史的に同性愛に対して寛容であった」という裏づけとしても引用されてきた ([McLelland 2005] など)。しかし、そのような言説は、現に日本社会にも

存在する同性愛者嫌悪の問題を隠蔽する装置として機能してきたという問題をはらむものである [Horie 2006]。

- 3 その契機のひとつとして、1969年6月にニューヨークのグリニッチ・ヴィレッジで起こった「ストーンウォール・インの蜂起」がある。ゲイ男性たちが集まるバーへの警察の手入れに対して、そこに集っていた人々が抵抗し、同性愛者が人権獲得のための社会運動を広げる契機となった。そこから、合州国の大都市を中心として各地で起こりはじめていた動きは、レズビアン／ゲイという「アイデンティティ」を軸とした集合行動を生み出すこととなった。1970年代には、「性的指向」概念が導入され、それが「生まれながらではないにせよ、幼年期には確立されてしまう固定された条件」であるという概念として主張されることとなった [D'Emilio 1983=1997:145]。
- 4 ここでいう「人権 (human rights)」とは、たとえば、当時、合州国の多くの州に残っていた、(おもに男性) 同性間性行為を処罰の対象とする法の撤廃や、暴力や嫌がらせにさらされる状況の改善などを指す。
- 5 この議論のおもなテーマは、①同性愛者のメンバーシップ (会員資格) を認めるか否か、②同性愛者であることを公言している人々に按手札 (牧師認定の儀式) を授けるか否か、③同性間パートナーシップを祝福する儀式 (結婚式やホーリーユニオン) を教会が認めるか否かである [堀江 2009:107]。
- 6 「スピリチュアルなもの」のみならず、ゲイであることを理由に所属するペンテコステ教会から追放され、あらたに独自の教派形成をしている例も存在する。トロイ・ペリーが活動を開始したメトロポリタン・コミュニティ教会 (MCCUF/ Metropolitan Community Church of Universal Fellowship) がその最も大きな例である。
- 7 ここで二点を付け加えておきたい。ひとつはカナダにおける法の問題、もうひとつはカナダ合同教会の現状である。まず、①法の問題について。カナダが合州国と大きく異なるのは、差別禁止法の項目に「性的指向」を掲げていることである [Smith 1999]。すなわち、異性愛者であっても同性愛者であっても差別してはならない、という法をもつ国家のなかに、カナダ合同教会は存在する。後には、この差別禁止法を根拠として、異性間に限定されていた婚姻法が同性間にも適用されることとなった。このような点をみれば、カナダでは〈一般社会〉における認識が教会に影響を及ぼしていることが予測できる。その影響とは、同性愛者の人権は認められるべきであるというプラスの評価と同時に、国家は人権として認めてしまったが、「教会は最後の砦」として同性愛者を排除すべきであるというマイナスの評価をも含むものである。つぎに②カナダ合同教会の現状であるが、同性愛者を積極的に「受容」

する決議がなされたものの、教団内の多くの教会はこれを支持しているわけではない。2008年11月現在、教団内3,527教会のうち、「積極的受容」を表明している教会(Affirming Congregation)は45教会、逆に、同性間の関係性に憂慮する会のメンバーとして登録している教会は75教会であり、残りの3,400教会は態度表明をしていない [DeLisle 2008 : 4]。

- 8 1980～88年の大まかな流れは以下の通り。論争が始まった後、このテーマに触れた最初の報告書は『神にかたどってつくられた男と女——人間の性の研究 (“In God’ Image. Male and Female: A Study on Human Sexuality”)』(1980年)であった。しかし、ここでは「性的指向」は中心テーマではなく、カナダ合同教会や他教派に同性愛者の牧師がいることを認め、「原則的に、大人で、自分を受け入れている同性愛者が、按手礼(牧師任職の儀式——引用者注)を受けられない理由はない」という立場を示す文言が入っていたのみであった [Huntly 1998=2003 : 21-22]。ただ、これをきっかけとして、同性愛者の人権を擁護する人々、とりわけ当事者の動きが活発化することとなる。1984年には、総会は「同性愛者 (homosexual persons) に対する差別をなくし、社会におけるすべての市民権と人権を要求する」と決議し、同時に「歴史の中で教会が同性愛者を排除し、迫害してきたこと、そしてそれを推進してきたこと」を認めることとなった [Huntly 1998 : 10=2003 : 24]。さらに協議が積み重ねられ、討議用の冊子『性的指向・生き方・牧会——キリスト教的理解に向けて (Sexual Orientation and Eligibility for the Order of Ministry)』が報告書として作成され、1988年の総会を迎えるに至った。

また、カナダ合同教会の議論では、この時期、市民運動で一般的に用いられていた「レズビアン・ゲイ (lesbian/gay)」ではなく、“homosexual persons” という言葉が用いられている。そこには同性愛者を対象化したニュアンスがあることを付け加えておきたい。本稿ではすでにある邦訳にしたがって「同性愛者」と表記する。

- 9 カナダ合同教会は英語・フランス語を公用語とするため、団体名称も両言語が併記使用されている(ただし、フランス語圏から初の共同代表として Nicole Hamel が選出されたのは2008年のことである)。本稿では、便宜上、1995年までについては「アフアーム」、それ以降を「アフアーム・ユナイテッド」と表記する。
- 10 「アフアーム・ユナイテッド」の活動については以下のホームページに詳細に紹介されている(「Affirm United / S’affirmer Ensemble」ホームページ=<http://www.affirmunited.ca/>, accessed on 06 Sep. 2009.)。
- 11 正確には、先の決議は①「性的指向を問わず」会員となる可能性があること、②すべての会員は牧師候補になる権利があること、という二段階の展開で組み立てられている。

- 12 「ストーンウォールの暴動」については注3を参照のこと。
- 13 家族の構成が「父・母・子」という異性愛基盤で成り立つことを「正しい家族のあり方」とする人々のこと。
- 14 トルバートが提示する戦略は、米国合同教会 (the United Church of Christ, United States) の文脈で語られるものである。カナダと合州国では〈一般社会〉における同性愛者をめぐる施策は大きく異なる (注7参照)。しかし、米国合同教会もまた、カナダ合同教会と同じく、諸教派の合同を経た教団であり、「多様性」を内包せざるをえないことが確認されているという点で共通するため、ここで取り上げることとした。
- 15 米国合同教会 (The United Church of Christ) 「コアリション」(The Coalition for Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender Concerns) 全国大会 (2002年6月24-27/於・シアトル大学) での基調講演より。

#### ■引用・参考文献

- Coughlin, Ron, (執筆年不明) "A Brief History of Affirm United". (<http://www.affirmunited.ca/UCachist.htm>, accessed on 09 Jul. 2006).
- DeLisle, Dan, 2008, "Twenty Years and Counting: A Personal Reflection on the United Church's 1988 Decision to Include Gays and Lesbians in Ministry", *Consensus*. (Newsletter of Affirm United, the United Church of Canada), Vol. 2008 Autumn, p. 1, p. 4.
- D'Emilio, John, 1983, "Capitalism and Gay Identity," Ann Snitow, Sharon Thompson and Christine Stansell (eds.), *Power of Desire: The Politics of Sexuality*, Monthly Review Press. (=1997風間孝訳「資本主義とゲイ・アイデンティティ」『現代思想』第25巻・第6号, 145-158頁。)
- Epstein, Steven, 1990, "Gay Politics, Ethnic Identity: The Limits of Social Constructionism", Edward Stein (ed.), *Forms of Desire: Sexual Orientation and the Social Constructionist Controversy*, New York and London: Garland Publishing, pp. 239-293.
- Goss, Robert E., 1993, *Jesus Acted Up: A Gay and Lesbian Manifesto*, New York: Harper.
- 堀江有里, 2008, 「『承認』を求める行為と場——〈レズビアン・アイデンティティ〉と存在証明をめぐって」仲正昌樹編『社会理論における「理論」と「現実」』御茶の水書房, 145-165頁。
- 堀江有里, 2009, 「キリスト教における当事者運動の可能性——同性愛(者)嫌悪への対抗言説の構築に向けて」『宗教と社会』学会『宗教と社会』第15号, 107-117頁。

- Horie, Yuri, 2006, "Possibilities and Limitations of 'Lesbian Continuum': The Case of a Protestant Church in Japan." *Journal of Lesbian Studies*, Vol. 10, No. 3/4, pp. 145-159.
- Huntly, Alyson C., 1998, *Daring to be United: Including Lesbians and Gays in the United Church of Canada*, Ontario: United Church Publishing House. (=ロバート・ウィットマー、道北クリスチャンセンター共訳、2003、『カナダ合同教会の挑戦——性の多様性の中で』新教出版社)。
- Huntly, Alyson C., 2003, "Being Nice is No Way to Win Rights", *Consensus*. (Newsletter of Affirm United, the United Church of Canada), Vol. 2003 Autumn.
- McLelland, Mark, 2005, *Queer Japan from the Pacific War to the Internet Age*, New York and Oxford: Rowman & Littlefield Publishers.
- 岡野八代、2004、「荒野のなかの人権」『現代思想』第32巻・第7号、180-193頁。
- Smith, Miriam, 1999, *Lesbian and Gay Rights in Canada: Social Movement and Equality-Seeking, 1971-1995*, Toronto: University of Toronto Press.
- Tolbert, Mary, 2000, "What Word Shall We Take Back?" Robert Goss and Mona West (eds.), *Take Back The Word: A Queer Reading of the Bible*, Cleveland, Ohio: The Pilgrim Press, pp. vii-xi.
- 上村静、2008、『宗教の倒錯——ユダヤ教・イエス・キリスト教』岩波書店。
- Warner, Tom, 2002, *Never Going Back: A History of Queer Activism in Canada*, Toronto: University of Toronto Press.

Summary

## Critical Analysis of Strategy Demanding “Acceptance”: A Case Study of Lesbian and Gay Activism in the United Church of Canada

HORIE Yuri

Recently, identity politics have been questioned as a politic of human rights for social minorities. They, who question point out the followings: 1) the strategy makes a group monolithic under the only “identity”, thus excludes and marginalizes those who do not live according to the norms of the group, and 2) treat an identity as a typical one while in reality each individual has various identities in her/himself. In spite of these questions against identity politics, some scholars and activists have kept maintaining identity politics as a useful strategy for minorities, because there are people who are stigmatized by their identities and excluded from the society.

This paper looks at lesbian and gay activism in the United Church of Canada as a case, considering the question against identity politics as mentioned above and analyses its limitations and potentialities. In cases of Christian churches, most lesbian and gay activisms have maintained to “accept” themselves to be minorities in the society. However such a strategy can not change the norms of majorities and brings divisions among minorities as a result: 1) “acceptable” “good” people and 2) “not acceptable” “deviant” people. To overcoming this limitation, this paper examines an alternative way to find a new horizon for minorities.